

令和5年10月1日改訂

アルシュ多賀城保育園 BCP（事業継続計画）

社会福祉法人 富谷福社会

アルシュ多賀城保育園

- アルシュ多賀城保育園BCP（事業継続計画）もくじ -

1	基本方針	2 p
(1)	目的	2 p
(2)	災害発生時の初期対応	2 p
(3)	適用範囲	2 p
2	災害時役割分担	2 p
3	災害発生時の行動	2 p
(1)	保育中に地震（津波）が発生（震度5弱以上）	2 p
(2)	保育中に火災が発生	3 p
(3)	保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪が発生	3 p
(4)	保育中に津波・河川の氾濫が発生	4 p
(5)	保育中にJアラートが発生	4 p
(6)	AEDについて	4 p
(7)	トイレの利用について	4 p
(8)	給食の提供について	5 p
(9)	ライフラインの確認について	5 p
(10)	開園時間外に災害が発生	5 p
4	事業継続に向けて	5 p
5	災害対応一覧表	6 p



1 基本方針

(1) 目的

本計画は、大規模災害の発生において、本園の利用者（児童、保護者、関係者）及び職員の命を守ることを最優先事項とし、次に施設の状況確認後速やかに保育の継続又は早期再開することを目的とする。

(2) 災害発生時の初期対応

- (ア) 利用者・職員及び関係者の安全確保を最優先とする。
- (イ) 施設長は、児童の保護者が迎えに来るまで安全に保育し、職員も安全に帰宅させる。
- (ウ) 施設及び設備の安全を確認し、速やかに保育を再開する。速やかに再開できない状況の場合は1ヶ月以内の復旧を目指す。

(3) 適用範囲

本計画は、アルシュ多賀城保育園に対して適用する。

2 災害時役割分担

災害（地震・大雨・洪水・台風・津波・火災・土砂など）発生時の役割

主な役割	役 職
災害状況確認（ラジオ、スマートフォンで情報収集）	園 長
施設の被害状況確認（施設内外、1階の状況確認）	副主任
保育継続、避難所への避難、休園、降園の判断と連絡	園 長
多賀城市・法人本部へ被災状況の報告（災害発生時の連絡票）	園 長
館内放送で児童・職員へ避難指示・災害時引き渡し申請書の準備	主 任
児童・職員の避難誘導・確認	主 任
児童・職員の被災状況・人数の確認	主 任
園長へ状況報告	主 任
児童の安全確保	担 任

3 災害発生時の行動

(1) 保育中に地震（津波）が発生（震度5弱以上）

- (ア) 揺れを感じた瞬間に児童を安全な場所に誘導し、揺れが収まるまで頭を両手で抱える防御姿勢をとるよう指示、順次防災頭巾を装着させる。保育室の扉を開けるなど避難経路を確保し、落下物等周囲の状況を確認しながら、児童がパニックにならないよう落ち着いた言動で声がけを行う。

- (オ) 天候や気温により駅改札前通路または図書館内に児童を移動させ、市役所に待機場所の相談をする。
- (カ) アプリ（マチコミ・ルクミー）にて保護者へ避難状況・避難場所を知らせ迎えの依頼をする。

(3) 保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪により警報が発令

- (ア) あらかじめ大型台風や大雨の予想ができる場合は、休園を多賀城市と協議する。
- (イ) ロールスクリーンを降ろし、児童を窓ガラスから離れた安全な場所に移動させる。
- (ウ) 園長は警報内容を確認し警戒レベル3以上の場合、アプリ（マチコミ・ルクミー）にて保護者へ迎えを依頼する。保護者の所在地から保育園までの道路の冠水、増水、地滑り、強風、積雪などに注意し、安全を確保してから迎えに来てもらう。
- (エ) 保護者の帰宅困難等により迎えが来ない児童は、迎えが来るまで園で待機する。
- (オ) 多賀城市・法人本部へ災害発生時連絡票にて被災状況を報告する。

(4) 保育中に津波・河川の氾濫警報が発令

- (ア) ラジオ・SNSで災害情報を常に確認し、警戒レベル3以上で保護者へアプリ（マチコミ・ルクミー）で迎えの依頼をする。
- (イ) 災害情報と警戒レベルを常に確認し、園に待機する。
- (ウ) 職員は、電気・水道・ガスの状況を確認し、備蓄品を準備し、断水に備え水を汲み置く。
- (エ) 園内への浸水、土砂災害のリスクはないので子どもたちが安心できる雰囲気づくりをしながら、迎えが来るまで保育を行う。
- (オ) 保育が夜間に及ぶ場合は、子どもたちを午睡用の布団で寝せ、保護者の迎えを待つ。夜間の移動が危険な場合には、保護者へ無理をせず夜明けを待って迎えに来るよう伝える。
- (カ) 翌日も大雨や氾濫が続く場合は、多賀城市文化センターへ避難を検討する。安全な避難が難しい場合は園内に留まり、必要に応じて災害物資を調達する。

(5) 保育中にJアラートが発生

- (ア) 保育室で保育中の場合は園内廊下中央部へ避難し、窓のロールスクリーンを下げ窓から離れた位置で低い姿勢になり、頭を抱えて防御態勢をとる。
- (イ) 園庭で保育中の場合は、速やかに園内に避難し（ア）と同じ行動をとる。
- (ウ) 園外保育（散歩）中の場合は、近くの頑丈な建物の中に避難する。人がいる建物の場合は保育園名を伝え避難することの了承を得る。
- (エ) 園外保育（散歩）中で近くに建物がない場合は、物陰に隠れるか地面に伏せて頭を抱える防御態勢をとる。
- (オ) 上記、（ウ）（エ）については、安全を確認したら速やかに保育園に電話し状況を伝える。

(6) AEDについて

- (ア) 心肺が停止した児童及び保護者又は職員を発見した者は、速やかに心肺蘇生を開始し、近くの職員に119番通報とAEDを借りてくることを指示する。発見した職員は、救急車要請の判断を行い、AED到着まで心臓マッサージを休みなく交代で行う。
AEDは、すくっぴーひろばから借りてくる。(休館日の場合は中廊下を開錠する)
- (イ) AEDが到着したら、機械のアナウンスによって救命活動を行う。なお、1人では行わず、必ず2人以上で行う。
- (ウ) 救急車が到着するまで心臓マッサージを継続する。

(7) トイレの利用について

- (ア) 地震・大雨・洪水の場合は、排水管の破損・逆流等が予想されるため、管理組合と連絡を取り、排水状況を確認してから使用する。
- (イ) 断水の場合は、使用するトイレを限定し、小便は数回分まとめて流し、大便はバケツ1杯分の水で流す。その際トイレットペーパーは流さずサニタリー袋などにまとめて捨てる。
- (ウ) 大きな地震の後など断水の可能性がある場合は、沐浴槽やバケツ、空のペットボトルなどに水を溜めておく。
- (エ) 必要に応じて多目的トイレに非常用トイレを設置する。

(8) 給食の提供について

- (ア) 管理栄養士に、給食やおやつの提供状況を確認する。(食材の在庫状況、今後の納品状況)
- (イ) 非常食を静養室押入、水を中央倉庫から出す。
- (ウ) 停電時は卓上ガスコンロを使用するが、火災防止・換気に努め安全に使用する。

(9) ライフラインの確認について

- (ア) 電気、ガス、水道はすべて管理組合で一括管理のため、災害後に使用する場合は1階の「せいふう」に確認してから使用する。
- (イ) 電気は、ビル屋上の非常用発電機により、ビル全体で68.9時間分の供給は可能。停電時は各保育室・廊下の非常照明灯が点灯する。事務所は非常用コンセントが使用可能。
- (ウ) 水道は、ビル1階駐車場にある14.4 m³の受水槽により、ビル全体の約半日分は使用可能。
- (エ) ガスは、都市ガスの為配管の破損がなければ使用可能だが、安全確認が取れるまでは使用を控える。(エアコンはすぐには使えない)

(10) 開園時間外に災害が発生

- (ア) 職員は自身の安全を確保後、安否確認を園の LINE グループで報告する。
- (イ) 園長は、自身及び家族の安全確保後に施設の状況確認に向かい、被害状況確認後、保育継続の有無を職員へ LINE で報告し、保護者へアプリ（マチコミ・ルクミー）で送信する。ただし、夜間で移動に危険が伴う可能性がある場合は、夜明けを待って行動する。必要に応じて職員を参集し、開園準備を整える。
- (ウ) 園児及び保護者の安否確認を行う。実施のタイミングは状況に合わせて検討する。
- (エ) 災害レベル 3 以上の場合は安全な場所で待機し、災害レベル 2 以下になるまで登園しないよう保護者へアプリ（マチコミ・ルクミー）で送信する。

4 事業継続に向けて

- (1) 施設の被害状況を確認し、災害レベル 2 以下で全てのライフラインが生きている場合は通常保育を行う。
- (2) 施設の安全が確保されない場合は保育を行わず、状況を多賀城市に報告する。
- (3) 多賀城市と相談して代替保育の場所を借りられる場合は、必要な保育材料を運び代替保育の準備を進め、その後代替保育班と施設復旧班に分かれて業務を行う。なお、班編成は職員のモチベーションを考慮し、定期的に変更する。
- (4) 災害後に提供する保育の内容を職員会議で決定し、全員が保育内容を把握した状態で勤め、子どもや保護者に丁寧に対応し、安心して通える雰囲気をつくっていく。
- (5) 園での保育の有無や代替場所での保育など、保育の方向が決まった時点で保護者へアプリ（マチコミ・ルクミー）で送信、ホームページ・Instagram で発信、ビル入口・保育園玄関に貼紙をして知らせる。
- (6) 代替保育中は保育できる子どもの数に限りある場合があるので、医療従事者などどうしても出勤しなくてはならない家庭のお子さんを優先して預かる。また、受け入れきれない場合は、すくっぴーひろばなど一時預かり保育を行っている施設を案内する。
- (7) 給食は、委託先業者と①代替保育先の調理室を使って給食を提供、②別の場所で調理した給食や弁当を提供、③給食の提供はなく保護者が弁当を持参、の中から協議して決める。
- (8) 災害後 72 時間以内に 1 回は職員に休日を与え、家族の安否確認の機会を確保する。精神的に不安定な場合は無理をさせず、落ち着くまで休日を与える。

5 災害対応一覧表

(1) 地震・津波

津波発生せず	園内に待機
津波発生	園庭又は3階のせいふうに避難要請
津波・火災発生	火災確認後速やかに市役所又は文化センターに避難

(2) 火災

上階が火災	非常階段から駅前ロータリーに避難	市役所に待機場所相談
下階が火災	火災と逆方向の階段から駅前ロータリーに避難	市役所に待機場所相談

(3) 台風・竜巻

窓から離れた安全な場所に移動	警戒レベル3で保護者へ迎えを依頼	
窓ガラスが破損し危険な状況	保護者に迎えの依頼	市役所に待機場所相談

(4) 河川の氾濫

警戒レベル2で保護者へ災害状況メール送信	天気予報、河川の状況確認
警戒レベル3で保護者へ迎え依頼メール送信	天気予報、河川の状況確認
冠水して避難できない場合は施設に待機	ライフライン確認、非常食の準備

(5) Jアラート

園内	廊下中央へ避難	ロールスクリーンを下げ窓から離れて防御姿勢
園外	近くの頑丈な建物か物陰に避難	窓から離れて防御姿勢

(6) 警戒レベルについて

大雨などの場合は警戒レベルを常に確認し、災害が発生する前に児童の迎えを検討する。



※1 市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。